

通関業者、輸入者の皆様へ

令和7年7月

ご存じですか？ 評価申告

輸入貨物の課税価格の計算において評価申告書の提出が必要となる場合があります。

例えば、以下の場合には原則として評価申告書の提出が必要です。

- ✓ 仕入書に記載された価格と売手に実際に支払う価格が一致しない場合
- ✓ 加算要素（貨物代金以外の、物品や役務の負担等で法律に列記されているもの）がある場合
- ✓ 無償貨物等、委託販売のために輸入される貨物、賃貸借契約に基づき輸入される貨物等、輸入取引によらない貨物の場合

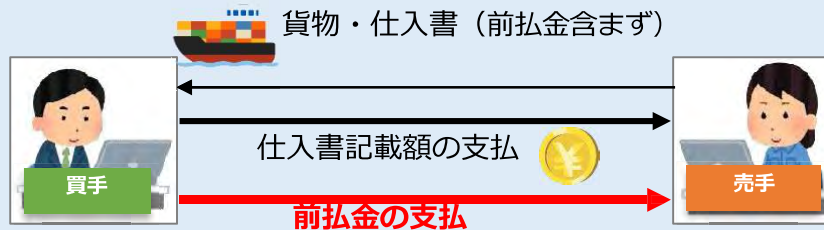
※評価申告は、納税申告の都度評価申告書を提出して行う個別申告と、個々の納税申告に先立って包括的に行う包括申告があります。

【評価申告書の提出が必要となる具体例】

事例1 輸入取引を行うに際して売手に前払金を支払った場合

売手に対して貨物代金の一部を前払いし、その後に輸入される貨物に係る仕入書の価格が、当該前払金を差し引いた価格で作成される場合には、当該前払金を課税価格（輸入申告価格）に含める必要があります（個別評価申告が必要）。

当該取引が継続して行われる場合には、包括評価申告書を提出のうえ、個々の輸入ごとの個別評価申告を省略することができます。

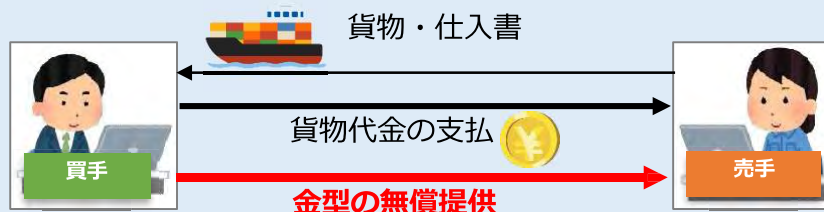


事例2 輸入貨物の生産に使用する金型を売手に無償で提供した場合

買手が輸入貨物の生産に使用するため、売手に対し金型を無償提供した場合には、当該金型の取得費用及び提供に要した費用等を課税価格（輸入申告価格）に含める必要があります。

これらの費用等については、輸入貨物の生産予定数量等で按分する方法により、個々の輸入申告において個別に計算（個別評価申告）することになります。

なお、費用等が一括で支払われる場合であって、輸入者から希望する旨の申し出があり、課税上その他特に支障がないと認められるときは、包括評価申告書を提出のうえ、当該費用を初回の輸入貨物の課税価格に一括して算入することができます。



Q：評価申告とはどのようなものですか？

A：輸入申告（納税申告）に際し、輸入貨物の課税価格の計算に必要な事項を申告するものです。評価申告は、通常、評価申告書（個別又は包括）を提出することにより行います。

Q：評価申告書の提出方法について教えてください。

A：評価申告は、原則として、個々の輸入申告の都度行うこととされています（個別評価申告）。また、同一の内容の輸入取引が継続して行われる場合は、申告内容を記載した包括評価申告書を、輸入申告の前にあらかじめ貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関に提出することができます。書面による提出のほか、NACCS^(注)で電子的に提出することもできます。

注：第7次NACCS更改（令和7年10月12日）により「包括評価申告（HOC）」業務が新設されます。これに伴い「汎用申請（HYS）」業務を利用した包括評価申告の提出は、令和8年3月31日までとなりますのでお早めに「包括評価申告（HOC）」業務へ切り替えることをお勧めいたします。

「包括評価申告（HOC）」業務の概要や利便性等の詳細は、[リンク](#)に掲載。

Q：包括評価申告書をあらかじめ提出するメリットは何ですか？

A：包括評価申告書を提出することにより、個々の輸入申告時における評価申告書の提出を省略できます。また、あらかじめ税関で内容を確認しているため、輸入申告時の説明は原則不要となります。なお、複数の輸入貨物に係る費用等を輸入時に一括して加算することを希望する場合には、原則として包括評価申告書の提出が必要です。

Q：包括評価申告書を提出した場合に留意することはありますか？

A：あらかじめ包括評価申告書を提出することにより輸入申告時の説明は原則不要となりますが、包括評価申告書に基づく課税価格の計算は輸入申告毎に行う必要があります。そのため、包括評価申告書を提出している場合であっても、輸入申告の際に費用等が加算されていないことにより、事後に修正申告等が必要となる場合がありますのでご留意ください。

※評価申告に関するお問い合わせ先（業務部（首席）関税評価官）

函館税関	0138-40-4256	大阪税関	06-6576-3358
東京税関	03-3599-6411	神戸税関	078-333-3119
横浜税関	045-212-6137	門司税関	050-3530-8385
名古屋税関	052-654-4158	長崎税関	095-828-8667
		沖縄地区税関	098-862-9281

○評価申告制度については、税関ホームページをご覧ください。

https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kanzeihyouka/seido_index.htm

NACCSに「包括評価申告」業務が新設

「包括評価申告」業務について

令和7年10月12日、NACCSに「包括評価申告」業務^{※1}が新設され、当該業務を利用した包括申告ができることとなり、これに伴い「汎用申請」業務を利用した包括申告については、令和8年4月1日に「包括評価申告」業務へ完全移行することとなります。^{※2}

※1 [NACCS 掲示板「第7次 NACCS 詳細仕様説明会資料」](#)

※2 特に、「汎用申請（HYS）」業務を利用して継続的に変更届を提出されている場合は、変更に係る手続きが従来に比べて簡素化されると想定されることから、お早めに「包括評価申告（HOC）」業務へ切り替えることをお勧めいたします。

「包括評価申告」業務の利便性

1. 「包括評価申告事項登録（HOA）」業務、「包括評価申告（HOC）」業務を行った情報は、「包括評価申告呼出し（HOB）」業務により NACCS 上で呼出すことができますので、以後の新規申告や変更届の際に引用して申告等することができます。当該機能を利用することで、これまでのように、新規申告や変更届の都度、包括評価申告書を作成する必要がなくなります。
2. 「包括評価申告（HOC）」業務を行った後、税関が審査終了するまでの間は、NACCS 上で申告内容の訂正ができるようになります。
3. 「包括評価申告（HOC）」業務で申告された内容については、税関が審査終了すると NACCS に即時反映されますので、輸入申告においてすぐに利用できるようになります。
4. 「包括評価申告（HOC）」業務で申告を行った情報は、「包括評価申告照会（IHO）」業務により NACCS 上で確認できるようになります。（適用期間終了後7年間）
5. 包括評価申告受理番号は、「包括評価申告事項登録（HOA）」を行った際に NACCS により払い出されますので、「包括評価申告（HOC）」業務や、税関による審査終了を待つことなくその番号を把握できるようになります。
6. 申告内容の事前確認を希望する方は、「汎用申請」業務や書面により包括申告を行う際に、場合によっては「添付ファイル登録（MSB）」業務や電子メールにより添付書類を税関へ送付し、税関での事前確認を受け、確認後改めて「汎用申請」業務や書面により申告する場合もありましたが、「包括評価申告（HOC）」業務で申告する場合は、税関での事前確認（添付書類の送付を含む）についても「包括評価申告（HOC）」業務で完結できるようになります。

AEO 輸入者又は AEO 通関業者に対する手続の簡素化 （関税法基本通達 7-10-2、7-13（2））^{※3}

包括申告において提出される、課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類等の添付書類について、AEO 輸入者又は AEO 通関業者が「包括評価申告」業務を利用して申告する場合で、適用期間中の包括申告の添付書類から、全ての添付書類の内容について変更がないときは、新規申告や変更届において価格表等添付書類の提出を省略（自主管理）することを可能とします。^{※4}

添付書類に変更があるか否かについては、AEO 事業者が確認の上、包括申告を行うこととなります。添付書類に変更がないときであって、書類の添付を省略して新規申告や変更届を行う際、必ずしも税関に事前に相談する必要はありません。

なお、当該簡素化が適用できるのは、適用期間中の包括申告に係る添付書類の内容から変更がない場合であることから、従来の新規の包括申告と比較して、審査終了までに要する時間が短縮される場合があります。

※3 関税法基本通達 7-10-2、7-13（2）については[税関 HP](#)に掲載。

※4 「[NACCS における「包括評価申告」業務の新設及び AEO 事業者向けの簡素化について](#)」及び「[包括申告の添付書類に係る簡素化に関する質問及び回答](#)」については税関 HP に掲載。

加工再輸入減税制度（暫 8）における再輸入時の同一性の確認について、令和 5 年 4 月以降、原則として、輸出時に提出された加工・組立輸出貨物確認申告書（その添付書類を含む。）で行うこととなります。

（生地見本等の原則省略化の目的について）

Q 1. 今回の生地見本等の原則省略化は、何のために行うのでしょうか。

A 1. 「スマート税関構想 2020」にも記載の通り、減免税手続のデジタル化を進めるに当たり、暫 8 の手続きに関して検討した結果、まずは再輸入時の同一性の確認について、原則として、輸出時に提出された加工・組立輸出貨物確認申告書といった書類により行うこととし、デジタル化を進める上で障壁の一つとなる生地見本等について提出省略を進めることとしたものです。

（確認申告書の添付書類について）

Q 2. 確認申告書の添付書類については、何か変更はあるのでしょうか。

A 2. 今回の通達改正により特段変更はありません。

これまでも確認申告書の添付書類については、基本通達 8 - 4（5）の再輸入の確認のため必要な事項が確認できることが必要であり、例えば、生地規格書、指図書（企画書）、写真等になります。なお、生地、革及び製品だけでなく、副資材（例：ファスナー、ショルダーパット等）に関しても、輸入通関時に同一性の確認を行うために参考となる資料がありましたら、確認申告書を補完するものとして提出することができます。

（再輸入時の同一性の確認について）

Q 3. 基本通達 8 - 4（5）に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）については、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うことを原則とするとのことですが、生地見本等を提出せず、確認申告書（その添付書類を含む。）のみでどのように確認を行うのでしょうか。

A 3. これまでも確認申告書（その添付書類を含む。）により基本通達 8 - 4（5）の再輸入の確認のため必要な事項が確認できれば、必ずしも生地見本等の提出は必要ないという取扱いであり、その点は特段変わるものではありません。

今回は更に、当該通達事項の確認については、原則、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うこととしたものですが、その方法については、例えば、

- ・（確認申告書の添付書類として提出される）生地規格書、指図書（企画書）
- ・ 輸出インボイス
- ・（輸入申告の際に提出される）加工仕様書・加工指図書

等で生地品番が一致していることを確認のうえ、これらの書類に記載されている内容を元に基本通達 8 -

4（5）に掲げる事項を確認する、といった方法になります。

（生地見本等の取扱いについて①）

Q 4. 基本通達 8－4（5）に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）については、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うことを原則とするとのことですが、従来通り生地見本等を提出することは認められないのでしょうか。

A 4. 確認申告書（その添付書類を含む。）を補完するものとして、生地見本等を提出することができます。

（生地見本等の取扱いについて②）

Q 5. 基本通達 8－4（5）に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）については、確認申告書（その添付書類を含む。）により行うことを原則とするとのことですが、輸出時において税関から生地見本等の提出を求められることはあるのでしょうか。

A 5. 輸出時の税関審査において、確認申告書（その添付書類を含む。）により基本通達 8－4（5）に掲げる事項の確認ができない場合には、追加で資料を求めることになります。追加資料については、当該通達事項が確認できるものであれば、書面での資料でも生地見本等でも構いません。

（生地見本等の取扱いについて③）

Q 6. 輸出時に生地見本等を提出していなかった場合に、再輸入時に税関から提出を求められることもあり得るのでしょうか。

A 6. 輸出時に生地見本等を提出していなかった場合に、再輸入時に提出を求めることはありません。ただし、再輸入時の税関審査において、基本通達 8－4（5）に掲げる事項の確認（再輸入時の同一性の確認）ができないと判断されるときは、書面での追加資料の提出をお願いする場合があります。

（再輸入時の税関審査における追加資料について）

Q 7. 再輸入時の税関審査において疑義が生じたため追加で提出する資料としては、どのようなものがありますか。

A 7. 疑義の内容にもよりますが、例えば、

- ・（確認申告書の添付書類として提出される）生地規格書、指図書（企画書）、写真
- ・ 輸出インボイス
- ・（輸入申告の際に提出される）加工仕様書・加工指図書

等で輸入通関時に同一性の確認ができない場合には、輸出入地における貨物の管理資料等（例：倉庫の入出庫伝票、発注書等）を提出いただき、貨物の流れを追っていくといった方法で確認を行うこととなります。

その他、手続に関する不明な点は、各税関の減免税担当にお問い合わせください。